

焼津市告示第126号

令和7年度焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月3日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、市内における電気自動車の普及を促進し、温室効果ガス排出削減を図るため、電気自動車を購入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証（電子車検証にあっては、自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）に記載の燃料の種類が電気であるものをいう。
- (2) 新車 初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項の規定による新規登録又は同法第59条第1項の規定による新規検査を受ける自動車をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付の対象となる電気自動車は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車として新たに購入した自家用の電気自動車であること。ただし、二輪の小型自動車を除く。
- (2) 自動車検査証に記載された初度登録年月又は初度検査年月が、令和7年4月から翌年3月までの月であること。
- (3) 自動車検査証に記載された用途が乗用であること。
- (4) 補助金の交付申請をする者が自動車検査証に記載の所有者であり、かつ、使用者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、所有者が車両販売会社、ローン会社等であり、かつ、使用者が申請者であること。
- (5) 自動車検査証等に記載された使用の本拠の位置が、申請者の住所であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅において、前条に掲げる要件を全て満たす電気自動車（以下「補助対象自動車」という。）を使用する者であること。
- (2) 補助対象自動車の初度登録又は初度検査から継続して4年以上使用する者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 令和5年度焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱（令和5年焼津市告示第91号）及び令和6年度焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱（令和6年焼津市告示第135号）に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

（補助対象経費、補助額及び補助の回数）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象自動車の購入に係る経費とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

2 補助金の額は補助対象経費の額とし、申請者1人当たり50,000円を限度とする。

3 この要綱による補助金の交付は、申請者1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年3月31日までに、焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象自動車の自動車検査証等の写し
- (2) 補助対象自動車の購入に係る注文書又は契約書の写し
- (3) 補助対象自動車の購入費用に係る領収書の写し（所有権留保付ローンであるため販売店から申請者に領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し又は申請者が契約者となっているローン、クレジットカード等の利用に係る明細書の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象自動車の初度登録又は初度検査

から4年を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助対象自動車をこの要綱の規定に違反して使用、売却、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない事由のあるときは、この限りではない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

郵便番号

申 請 者 住 所

（フリガナ）

氏 名（署名）

生年月日（M・T・S・H） 年 月 日

電話番号

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請及び実績報告します。

また、この申請及び実績報告に関し、市税の納付状況について調査されることに同意します。

車両に関する事項			
自動車登録番号 又は車両番号			
登録（交付） 年 月 日	令和 年 月 日	初度登録（検査） 年 月	令和 年 月
メーカー名・車名			
型 式			
補助対象経費（税別）			円
補助金交付申請額			円

（添付書類）

- （1）自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し
- （2）注文書又は契約書の写し
- （3）領収書の写し（所有権留保付ローンであるため販売店から申請者に領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し又は申請者が契約者となっているローン、クレジットカード等の利用に係る明細書の写し）
- （4）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 ー ー 号
令和 年 月 日

様

焼津市長 中野 弘道

令和 年 月 日付けで申請のあった焼津市電気自動車普及促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金の額 円

2 補助金の交付条件

焼津市補助金交付規則及び焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

焼津市電気自動車普及促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

郵便番号
住 所
請求者 氏 名
電話番号

印

令和 年 月 日付け焼 ー ー 号により補助金の
交付決定を受けた焼津市電気自動車普及促進事業補助金について、次のとおり
請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	支 店 本 店 出張所						
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号							
口座名義 （カナ）									